

第106期 定時株主総会招集ご通知

開催日時：平成29年6月29日（木曜日）
午前10時

開催場所：福岡市博多区美野島一丁目2番8号
NTビル 10階大会議室

決議事項：第1号議案 株式併合の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新及び当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する権限を取締役に委任する件

目次

株主の皆様へ・・・・・・・・・・・・・・・・	1頁
第106期定時株主総会招集ご通知・・・・	2頁
(添付書類)	
●事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・	4頁
●連結計算書類・・・・・・・・・・・・・・	33頁
●個別計算書類・・・・・・・・・・・・・・	37頁
●監査報告書・・・・・・・・・・・・・・	41頁
●株主総会参考書類・・・・・・・・・・・・	44頁
●会場ご案内図・・・・・・・・・・・・・・	裏表紙

株主の皆様へ

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第106期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業年度に関する定時株主総会の招集ご通知をお送りいたします。

株主の皆様におかれましては、今後もより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年6月

取締役社長 後藤 信志

経営理念

当社の考えるあるべき姿や目指す姿に対し、今なすべきことを明確にした新たな経営理念をこのたび制定いたしました。

この経営理念のもと、世界の人々の明るい未来を実現すべく、来たる創立100周年（2031年）に向けて、大きな成長を遂げることができるよう、企業価値の向上に取り組んでまいります。

■ 企業理念 | Our Corporate Philosophy

日本タングステンは、世界の人々と従業員の明るい未来を実現するために

- マテリアルからはじまる価値創造に挑戦し続けます。
- 常にNo.1を目指し、かけがえのない存在であり続けます。

■ 行動規範 | Our Way

- ・ 私たちは、情熱を持って、失敗を恐れずチャレンジします。
- ・ 私たちは、当事者意識を持って、すぐ行動しやり遂げます。
- ・ 私たちは、相手の立場になって、期待以上で応えます。

証券コード6998

平成29年6月6日

株 主 各 位

福岡市博多区美野島一丁目2番8号
日本タングステン株式会社

取締役社長 後 藤 信 志

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日(木曜日)午前10時

2. 場 所 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

NTビル 10階大会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第106期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第106期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新及び当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する権限を取締役会に委任する件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は法令及び当社定款第15条の定めに基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト(アドレス <https://www.nittan.co.jp/>)に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の「連結注記表」

(2) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.nittan.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月 31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、海外では、米国や欧州の景気は緩やかな回復基調で推移し、中国経済も財政政策等で製造業を中心に持ち直しつつあります。

国内は、海外経済の景気回復による輸出の増加や円安・株高等による企業収益の改善が見られるものの、国際情勢の先行きが懸念される等、不安定な状態が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループは、自動車産業分野、医療・衛生分野等の市場の伸びが期待される分野へ注力商品群を積極的に投入してまいりました。しかしながら、中国装置事業の見直しや為替レートの影響に加え、主要商品の一部が市場縮小の影響を受け、減収となりました。

この結果、当社グループの売上高は、前年度比8.1%減の101億2千4百万円となりました。

損益面では、生産システムの改善及び費用削減等の収益改善策を継続してまいりましたが、売上高の減少をカバーするまでにはいたらず、営業利益は前年度比30.2%減の4億7千3百万円、経常利益は前年度比27.6%減の5億7千5百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比28.0%減の4億6千9百万円となりました。

次に、事業の種類別セグメントの概況をご報告申し上げます。

なお、種類別セグメントの金額については、売上高はセグメント間の取引を含んでおり、営業損益は全社費用等調整前の金額であります。

また、当連結会計年度より、市場対応型組織への変更に伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「粉末冶金事業」「産業用機器事業」から、「機械部品事業」「電機部品事業」に変更しております。当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

【機械部品事業】

装置関連は、国内が好調だったものの、中国装置事業の見直しにより大幅な減収となり、情報機器関連のハードディスクドライブ（HDD）用磁気ヘッド基板は、HDDの出荷台数の減少や為替の影響により低調に推移しました。また、衛生用品関連のNTダイカッターは、若干の減収となりましたが、ほぼ計画どおりに推移いたしました。

この結果、機械部品事業の売上高は、前年同期比15.1%減の54億7千8百万円となり、営業利益は同43.5%減の6億2千3百万円となりました。

【電機部品事業】

照明関連のタングステンワイヤーがLED化進展等により減収となりましたが、自動車関連の接点製品及び電極製品が好調に推移しました。

この結果、電機部品事業の売上高は、前年同期比1.4%増の46億9千1百万円となり、営業利益は2千4百万円から2億9千2百万円に増加しました。

（2）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

（3）設備投資等の状況

当連結会計年度は、機械及び装置等の更新を主に3億7千3百万円の投資を行いました。なお、これらの所要資金は主に自己資金で賅っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	平成25年度 (第103期)	平成26年度 (第104期)	平成27年度 (第105期)	平成28年度 (第106期)
売 上 高		百万円 11,616	百万円 11,372	百万円 11,022	百万円 10,124
経 常 利 益		百万円 320	百万円 372	百万円 795	百万円 575
親会社株主に帰属する 当期純利益		百万円 303	百万円 401	百万円 651	百万円 469
1株当たり当期純利益		円 銭 12 39	円 銭 16 42	円 銭 26 65	円 銭 19 50
総 資 産		百万円 16,155	百万円 16,177	百万円 14,777	百万円 14,836
純 資 産		百万円 7,950	百万円 8,563	百万円 8,652	百万円 8,978

(5) 対処すべき課題

①新経営理念に基づく事業活動

当社は、タングステン等のレアメタル及びファインセラミックス等を用いた高度な粉末冶金技術をベースに独自の製品開発力と加工技術を駆使し、次世代マテリアルのパイオニアとして事業の発展に取り組んでまいりました。

2031年に創立100周年を迎えることとなりますが、これから先、目まぐるしく変動する世界経済などの厳しい外部環境の中で生き残り、持続的に成長し社会に貢献していくために、当社の考えるあるべき姿や目指す姿に対し今なすべきことを明確にした新たな経営理念を制定いたしました。

今後は、新経営理念を従業員に浸透・定着させるとともに、従業員が新経営理念のもと一丸となり、チャレンジ精神をより強くもって事業活動を行うように取り組んでまいります。

②4つの重点課題に対する取組み

当社は、下記の4つの重点課題を設定するとともに、2017年度から開始する新たな中期経営計画（「日本タングステングループ2020中期経営計画」）の行動計画の中で、当該重点課題に対する取組みの基本方針を策定いたしました。本年度は、基本方針に対する具体的なアクションプランを策定し、実施してまいります。

a.人財の育成

経営理念を実践できる人財、事業戦略と一体になった人財の育成を行うため、取締役社長直轄の経営企画部に人財マネジメント戦略に関わる専任者を置き、人事部と連携して活動を行っていきます。

b.新技術・新商品の創出

お客様のニーズをいち早くつかみ、継続的かつスピーディに新商品を創出するため、取締役社長直轄の経営企画部にマーケティング戦略に関わる専任者を置き、新商品のタネ（開発テーマ）を増やす施策や開発の確率とスピードを向上させる施策等を全社連携し実施します。

c.ものづくりの強化

これまで培ってきた材料技術と加工技術をベースに、お客様に満足していただける「良いものを安く、早くつくる、ものづくり力」を強化するため、ものづくり推進に特化した組織体制のもと、生産効率の向上、コストの削減、品質の安定を図ることで、収益の拡大を目指します。

d.グローバル市場での拡販

グローバルネットワークの拡大により世界中のお客様へ向けたサービスの提供、販売、製造体制を確立し、売上拡大を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、「機械部品事業」「電機部品事業」を事業セグメントとして事業を行っております。

各事業の主要な製品等は次のとおりであります。

セグメント	主要製品等
機械部品事業	NTダイカッター、切削工具、耐摩耐食部品、機械部品 磁気ヘッド基板、超精密加工品、半導体・液晶関連機械部品 自動化・省力化機器等
電機部品事業	電気接点、電極、遮蔽材、タングステン及びモリブデン線・棒・板等
その他の	上記に関連しない商品、保険代理等

(7) 主要な事業所

- ①当 社 本社 福岡市博多区美野島一丁目2番8号
支店 東京支店（東京都）、名古屋支店（愛知県）、大阪支店（大阪府）、
九州支店（佐賀県）
工場 基山工場（佐賀県）、飯塚工場（福岡県）、宇美工場（福岡県）

- ②子会社 株式会社昭和電気接点工業所（福岡県）
株式会社福岡機器製作所（福岡県）
株式会社エヌ・ティーサービス（福岡県）
上海恩悌三義実業発展有限公司（中国上海市）
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.（米国ウエストバージニア州）
NIPPON TUNGSTEN EUROPE S.r.l.（イタリアローマ市）（注）1
恩悌（上海）商貿有限公司（中国上海市）（注）2
恩悌（香港）有限公司（中国香港特別行政区）（注）2, 3

- ③関連会社 S Vニッタン株式会社（タイ国バンコク市）

- (注) 1. NIPPON TUNGSTEN EUROPE S.r.l.は、平成28年5月31日付で新たに子会社となりました。
2. 恩悌（上海）商貿有限公司及び恩悌（香港）有限公司は、平成28年12月7日付で解散を決議し、清算手続中であります。
3. 恩悌（香港）有限公司は、恩悌（上海）商貿有限公司100%出資の子会社であり、当社は間接所有となります。
4. 上海電科電工材料有限公司は、平成28年4月14日をもって清算終了となりました。

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
478名	28名減

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除く。）であり、臨時従業員数103名（年間平均人員）を含んでおりません。

(9) 親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社 昭和電気接点工業所	百万円 10	100.0 %	電気接点、その他電子部品の製造販売
株式会社 福岡機器製作所	百万円 20	100.0 %	産業用機械装置類の製造販売及び修理に関する工事
株式会社 エヌ・ティ・サービス	百万円 10	100.0 %	不動産の管理、損害保険・生命保険代理業、商品販売
上海恩悌三義実業发展有限公司	百万米ドル 7	100.0 %	産業用機械装置及び部品の製造販売並びにNTダイカッターの販売及び再研磨加工
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.	千米ドル 24	100.0 %	金属加工製品の加工及び販売
NIPPON TUNGSTEN EUROPE S.r.l. (注) 1	千ユーロ 10	100.0 %	NTダイカッター関連商品の販売及び再研磨加工
恩悌(上海)商貿有限公司 (注) 2	百萬元 9	100.0 %	タングステン・モリブデンを主とする非鉄金属材料・加工製品、超硬合金・セラミック製品の販売
恩悌(香港)有限公司 (注) 2, 3	千米ドル 5	100.0 (100.0) %	タングステン・モリブデンを主とする非鉄金属材料・加工製品、超硬合金・セラミック製品の販売

- (注) 1. NIPPON TUNGSTEN EUROPE S.r.l.は、平成28年5月31日付で新たに子会社となりました。
 2. 恩悌(上海)商貿有限公司及び恩悌(香港)有限公司は、平成28年12月7日付で解散を決議し、清算手続中であります。
 3. 出資比率の()は、間接所有の割合を内書きで示しております。
 4. 上海電科電工材料有限公司は、平成28年4月14日をもって清算終了となりました。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 福 岡 銀 行	956
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	520
株 式 会 社 西 日 本 シ テ イ 銀 行	438
株 式 会 社 り そ な 銀 行	360
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	348

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式総数 24,050,159株
(自己株式1,727,441株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 3,538名 (前事業年度末比18名減)
(うち議決権を有する株主数2,906名)

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
九 州 電 力 株 式 会 社	1,666	6.92
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,072	4.45
日 本 タ ン グ ス テ ン 従 業 員 持 株 会	885	3.68
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	643	2.67
日 本 タ ン グ ス テ ン 取 引 先 持 株 会	620	2.57
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	601	2.50
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	509	2.11
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	500	2.07
宇 部 マ テ リ ア ル ズ 株 式 会 社	400	1.66
吉 田 省 三	331	1.37

- (注) 1. 上記のほか、自己株式を1,727千株保有しております。
2. 持株比率は自己株式 (1,727千株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

項目 \ 回次	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議の日	平成19年8月10日	平成20年8月8日
新株予約権の数	66個	120個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 66,000株	普通株式 120,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 273千円	新株予約権1個当たり 142千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成19年8月28日から 平成39年8月27日まで	平成20年8月27日から 平成40年8月26日まで
保有状況	取締役 1名 保有数 7個 目的である株式の数 7,000株	取締役 1名 保有数 14個 目的である株式の数 14,000株

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株であります。
 2. 上記取締役には、監査等委員である取締役及び社外取締役は含まれておりません。
 3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
 (1)新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 (2)その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目 \ 回次	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議の日	平成23年2月9日	平成24年2月9日
新株予約権の数	51個	49個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 51,000株	普通株式 49,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 141千円	新株予約権1個当たり 152千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成23年2月26日から 平成43年2月25日まで	平成24年2月28日から 平成44年2月27日まで
保有状況	取締役 5名 保有数 36個 目的である株式の数 36,000株	取締役 5名 保有数 34個 目的である株式の数 34,000株

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株であります。
2. 上記取締役には、監査等委員である取締役及び社外取締役は含まれておりません。
3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- (1)新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2)その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目 \ 回次	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議の日	平成26年2月13日	平成27年2月12日
新株予約権の数	56個	48個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 56,000株	普通株式 48,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 155千円	新株予約権1個当たり 152千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成26年3月4日から 平成46年3月3日まで	平成27年3月3日から 平成47年3月2日まで
保有状況	取締役 5名 保有数 39個 目的である株式の数 39,000株	取締役 6名 保有数 44個 目的である株式の数 44,000株

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株であります。
2. 上記取締役には、監査等委員である取締役及び社外取締役は含まれておりません。
3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- (1)新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2)その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目 \ 回次	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議の日	平成28年2月25日	平成29年2月23日
新株予約権の数	72個	74個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 72,000株	普通株式 74,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 133千円	新株予約権1個当たり 128千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成28年3月15日から 平成48年3月14日まで	平成29年3月14日から 平成49年3月13日まで
保有状況	取締役 6名 保有数 72個 目的である株式の数 72,000株	取締役 6名 保有数 74個 目的である株式の数 74,000株

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株であります。
 2. 上記取締役には、監査等委員である取締役及び社外取締役は含まれておりません。
 3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
 (1)新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 (2)その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	坂 口 盛 一	
代表取締役 取締役社長	後 藤 信 志	社長執行役員
取 締 役	坂 口 茂 也	常務執行役員 電機部品事業本部長
取 締 役	徳 本 啓	常務執行役員 営業本部長
取 締 役	大 島 正 信	執行役員 経営管理本部長 兼 経営企画部長 兼 人事部長、コンプライアンス担当
取 締 役 相 談 役	馬 場 信 哉	
取 締 役	伊 崎 数 博	九州電力株式会社 代表取締役副社長
取 締 役 (監査等委員) (常 勤)	田 中 和 昭	
取 締 役 (監査等委員)	小 島 庸 匡	小島公認会計士事務所代表
取 締 役 (監査等委員)	斉 藤 芳 朗	徳永・松崎・斉藤法律事務所代表弁護士

- (注) 1. 平成28年6月29日開催の第105期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しました(以下「本件移行」)。本件移行に伴い全監査役の任期が満了し、新たに監査等委員である取締役に、田中和昭氏、小島庸匡氏及び斉藤芳朗氏が就任しました。
2. 取締役伊崎数博氏、小島庸匡氏及び斉藤芳朗氏は、社外取締役であります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。
4. 取締役(監査等委員)小島庸匡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 取締役伊崎数博氏、小島庸匡氏及び斉藤芳朗氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 当社と取締役伊崎数博氏、小島庸匡氏及び斉藤芳朗氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 平成29年4月1日付で以下の取締役の担当等に変更がありました。

氏名	新	旧
大島 正信	執行役員 経営管理本部長 兼 人事部長	執行役員 経営管理本部長 兼 経営企画部長 兼 人事部長、コンプライアンス担当

8. 取締役兼務の者を除く平成29年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

氏名	担当及び重要な兼務の状況
毛利 茂樹	執行役員 機械部品事業本部長、開発技術センター担当 上海恩悌三義実業発展有限公司 董事長
山崎 洋	執行役員 製造統括本部長 兼 基山工場長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (1名)	129百万円 (3百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	15百万円 (5百万円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	4百万円 (1百万円)

- (注) 1. 監査役の報酬等の額は本件移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の報酬等の額は本件移行後の期間に係るものであります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役2名の使用人給与相当額12百万円を支払っております。
3. 取締役（監査等委員を除く、社外取締役を除く）の支給額には、当該事業年度に係る取締役賞与20百万円を含んでおります。また、平成28年2月25日開催の取締役会決議及び平成29年2月23日開催の取締役会決議により、ストックオプションとしての新株予約権に係る当事業年度の費用計上額9百万円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	伊崎 数博	九州電力株式会社	代表取締役副社長	(注) 1
社外取締役 (監査等委員)	小島 庸匡	小島公認会計士事務所	代表	(注) 2
社外取締役 (監査等委員)	斉藤 芳朗	徳永・松崎・斉藤法律事務所	代表弁護士	(注) 3

(注) 1. 九州電力株式会社は、当社の筆頭株主（持株比率6.92%）であります。

2. 社外取締役（監査等委員）小島庸匡氏は、株式会社大分銀行の社外監査役であります。なお、小島公認会計士事務所及び株式会社大分銀行と当社との間に特別の関係はありません。

3. 徳永・松崎・斉藤法律事務所は当社との間で顧問契約を締結しております。

②当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	伊崎 数博	当事業年度に開催した取締役会12回中すべてに出席し、議案審議等につき経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。また、取締役会以外においても、適時、代表取締役等に経営上有用な意見等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小島 庸匡	当事業年度に開催した取締役会12回中11回に出席し、必要に応じ議案審議等に必要意見を述べております。なお、上記取締役会12回の内訳は、監査役としての出席機会2回中すべてに出席し、監査等委員としての出席機会10回中9回に出席となっております。 また、当事業年度に開催した監査役会2回中すべて及び監査等委員会10回中9回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	斉藤 芳朗	当事業年度に開催した取締役会12回中10回に出席し、必要に応じ議案審議等に必要意見を述べております。なお、上記取締役会12回の内訳は、監査役としての出席機会2回中1回に出席し、監査等委員としての出席機会10回中9回出席となっております。 また、当事業年度に開催した監査役会2回中すべて及び監査等委員会10回中9回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 29百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 29百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査計画、監査内容及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算関係書類の監査

当社の子会社のうち、海外子会社の一部については、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)による監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合及び公序良俗に反する行為があった場合は、監査等委員会はその事実に基づき当該会計監査人を解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は監査等委員会規則に則り会計監査人を解任又は不再任とすることとし、また、当社都合による他、法定以外の理由で、解任又は不再任とする場合は、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンスを経営の基本方針とし、企業倫理の基本として「日本タングステン企業行動憲章」及び「日本タングステン従業員行動規範」を定めております。コンプライアンス推進体制は、コンプライアンス統括責任者としてコンプライアンス担当役員がコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括部門がコンプライアンスの推進を行っております。また、各事業所にコンプライアンス担当者を置いて全社員・従業員が法令、社内規程及び社会規範等の遵守及びその推進を図っております。さらに、これらの実効性を強化するために、コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、定期的な啓発や教育活動を行い、内部通報システムの「社内通報制度・コンプライアンス相談窓口」を設置しております。内部監査室はコンプライアンス推進体制全般について独立した立場でモニタリング活動を実施しております。なお、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、社会の信頼関係を損なうことのないよう、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しております。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報の取り扱いについて情報管理規程を定め、適時、適切に保存管理し、取締役は常時これらの文書及び電子情報を閲覧できるものとしております。これら管理体制及び規程は定期的にその有効性を検証し、適宜最適化を図るものとしております。

③当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るとともに、社会的損失をできる限り発生させないように、当社におけるリスクマネジメントに関する全般的事項を定めたリスクマネジメント規程を制定しております。また、リスクマネジメント推進体制として、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、各部門及び各事業所は職制規程においてリスク管理について規定し、重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み管理しております。万一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、その対応にあたることとしております。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督を行うための定例の取締役会のほか、執行役員及び常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く。）をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、経営会議規則及び職務権限規程に従い、取締役会で決定された方針の具体化、取締役会決議事項以外の重要事項のほか、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。業務運営については、目標の明確な設定、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、各事業部門の目標値を中期経営計画並びに年度予算として策定し、これに基づく業績管理を行っております。また、社内規程に定める職務権限規程及び意思決定ルールの制定、及び専門知識を有する人材の育成・強化と外部専門家の助言を受けながら適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はコンプライアンス規程及び内部通報制度を子会社にも適用しており、当社が発信する定期的な啓発や教育活動により、子会社全ての役職員に周知徹底しております。

子会社の経営においては、その自主性を尊重しつつ、当社及び子会社から成る企業集団全体の一体化を図るため、関係会社管理規程を定め、経営企画部門を統括部門とし、子会社の適切な管理を行っております。また、重要な案件については事前に協議を行うとともに、当社取締役会及び経営会議等での決裁を経て執行しております。

子会社は、当社方針に基づいて、中期経営計画並びに年度計画により目標の明確な設定を行い、定期的に業績や年度計画の進捗状況等を当社経営会議等へ報告しております。また、子会社の内部監査を当社内部監査室が行っております。

当社はリスクマネジメント規程を子会社にも適用し、子会社のリスク評価等を行い、企業集団全体の経営を取り巻くリスクを管理しております。

⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びにその取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びにその取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査等委員会がその職務を遂行するための監査体制のあり方等を定めた監査等委員会監査等基準に基づき、監査等委員会の職務を補助すべきスタッフを置き、監査等委員会スタッフ業務及び事務局業務を行っております。監査等委員会スタッフは、そのスタッフ業務の執行において、その指揮命令権限は監査等委員会に帰属し、人事異動、人事評価に関しても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性が担保されております。また、人事については取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が意見交換を行うこととしております。

⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことで不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員である取締役は、当社の経営会議等の重要な会議に出席し情報を得るとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役又は従業員にその説明を求めることとしております。また、子会社の監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況を確認しております。

内部監査室は当社及び子会社の内部監査の実施状況及びその内容について当社の監査等委員会に適時報告しております。

当社の取締役は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象及びその事実があることを知ったときは、直ちに当社の監査等委員会に報告しております。また、当社及び子会社は「社内通報制度・コンプライアンス相談窓口」に寄せられた情報が当社の監査等委員会に報告される体制としており、いかなる場合にも通報した者に対して、通報を理由とした不利益な取扱いを禁止する旨、規定しております。

⑧当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を執行するにあたり必要な費用（弁護士等の外部の専門家を利用する場合はその費用等を含む）は、監査等委員である取締役の請求に応じてこれを支出しております。会社は、当該請求に係る費用が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

⑨その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役は、定期的に意見交換を行い、重要な情報を共有できるようにしております。また、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

(注) 1. 平成28年6月29日開催の取締役会において内容を一部改正しており、上記の基本方針は当該改正後のものになります。

2. 平成29年4月1日付で、上記の基本方針について、コンプライアンス統括責任者を取締役社長へと変更すること、リスクマネジメント委員会がコンプライアンス状況をモニタリングすること及び内部通報制度の詳細記載と社外通報窓口を設置すること等の所要の改正を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、平成28年6月29日付で監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役（社外監査等委員2名を含む）に取締役会の議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能をより一層強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図りました。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

取締役会は、法令等で定められた事項並びに当社及び子会社の重要事項等の決定を行い、取締役の業務執行状況の確認等を行っております。また、取締役会議事録は、法令に従い、正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っております。

監査等委員会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査等委員である取締役の職務執行については、監査等委員会で決定した監査計画に基づき監査を実施しております。加えて、監査等委員である取締役は、代表取締役や社外取締役と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備などについて意見交換を行っております。

リスクマネジメントについては、事業本部制導入に伴い、各事業本部が主体的にリスクマネジメントを実施する体制へ変更いたしました。そのため、リスクマネジメント関連規程を整備するとともに、新体制でのリスクマネジメント活動が適切に運用されるように、統括部門である経営企画部から情報発信、教育等を行っております。また、リスクマネジメント委員会を2回開催し、全社重要リスク、事業本部の重要リスク、重要法令リスク等を抽出するとともに、各事業本部のリスクマネジメント活動が適切になされているかのモニタリングを実施し、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。なお、子会社も関連事業本部のもとでリスクマネジメントを実施する等、当社及び子会社一体的なリスクマネジメント体制を構築しております。

コンプライアンスについては、コンプライアンスファーストの意識付けを浸透させるため、全社員・従業員を対象とした啓発や教育活動を定期的に行うこととし、具体的な活動として各種法令違反防止等の教育を月1回のペースで行っております。また、本年度は11月をコンプライアンス推進月間に設定し、取締役社長のメッセージの配信や、内部通報先及び日々の行動を振り返るためのコンプライアンスチェックリストを記載したコンプライアンスカードを当社及び子会社の全従業員に配布するとともに、コンプライアンスアンケートを実施して、コンプライアンスの浸透状況の把握や課題の抽出を行っております。加えて、内部通報制度を見直し、社外の内部通報先を追加する等の措置を講じております。

内部監査については、内部監査計画に基づき、内部監査室が監査等委員及び会計監査人と連携をとりながら当社及び子会社の監査を実施しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を真摯に目指す者でなければならぬと考えています。

もとより当社は、上場会社である当社の株式は、資本市場において自由に取引されるべきものであり、当社株式の大量の買付行為につきましても原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、大量の買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該買付行為の内容の検討や代替案の提案等を行うための十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もないとはいえません。

当社としましては、当社の企業価値の源泉は、①材料技術と加工技術を融合した高度な粉末冶金技術、②熟練した技術を有する従業員の存在、③重要な取引先、顧客、地域社会等のステークホルダーとの間で長年に亘って構築された緊密な信頼関係、④現経営者と従業員との密接な信頼関係にあると考えております。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保又は向上させるためには、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠ですが、当社株式の大量の買付行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することとなると考えます。

したがって、当社は上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア. 企業価値向上のための取組み

当社は1931年の創業以来、タングステン、モリブデン等のレアメタル及びファインセラミックス等を用いた高度な粉末冶金技術により、高付加価値商品を幅広い産業分野に提供しております。照明用タングステン線・棒から事業を開始し、これまでにタングステン合金電気接点、超硬合金製品、セラミックス製品等の先進的な製品まで、材料技術をベースに超精密加工技術へと順次、事業領域を拡大してまいりました。当社は、これらの材料技術と加工技術を融合した高機能商品を創造するとともに、常にお客様の視点に立って長年に亘り誠実且つ堅実なものづくりの経営により、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、当社は品質向上及び地球環境保全にも積極的に取り組んでおり、これまでISO9000(品質)やISO14000(環境)の国際認証を取得し、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの継続的な活動により経営の透明性・公平性を高め、株主の皆様をはじめステークホルダーとの良好な関係を築き、企業価値を高め、社会的責任を果たすべく努めております。さらに、高収益企業体質への転換を図るため、中期経営計画を策定し、ものづくりの強化を進めながら、成長著しい海外市場の開拓などグローバルな販売活動を進めております。

企業価値向上の取組みとして、人財の育成、新技術・新商品の創出、ものづくりの強化、グローバル市場での拡販を4つの最重要課題として、下記の基本戦略について推進してまいります。

a.人財の育成

経営理念を実践できる人財、事業戦略と一体になった人財の育成を行うため、取締役社長直轄の経営企画部に人財マネジメント戦略に関わる専任者を置き、人事部と連携して活動を行ってまいります。

b.新技術・新商品の創出

お客様のニーズをいち早くつかみ、継続的かつスピーディに新商品を創出するため、取締役社長直轄の経営企画部にマーケティング戦略に関わる専任者を置き、新商品のタネ（開発テーマ）を増やす施策や開発の確率とスピードを向上させる施策等を全社連携し実施します。

c.ものづくりの強化

これまで培ってきた材料技術と加工技術をベースに、お客様に満足していただける

「良いものを安く、早くつくる、ものづくり力」を強化するため、ものづくり推進に特化した組織体制のもと、生産効率の向上、コストの削減、品質の安定を図ることで、収益の拡大を目指します。

d. グローバル市場での拡販

グローバルネットワークの拡大により世界中のお客様へ向けたサービスの提供、販売、製造体制を確立し、売上拡大を目指します。

イ. コーポレートガバナンスの充実について

当社は、法令を遵守し、適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能した統治体制のもとで企業価値を向上させ、株主、顧客、地域社会から信頼される企業となるよう、内部監査機能の充実、コンプライアンスの徹底した取組みによる企業統治の充実を図っております。

当社は、監査等委員会設置会社であります。取締役は、10名（監査等委員である取締役3名を含む。）、うち社外取締役3名（監査等委員である取締役2名を含む。）であります。

当社の取締役会は、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、重要事項に関して審議し、また、業務執行状況においても随時報告がなされております。また、執行役員及び常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成する経営会議を、原則として隔週開催し、取締役会決議事項以外の当社及びグループ会社の重要事項のほか、取締役会で決定された方針の具体化、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。

常勤の監査等委員である取締役は、経営会議をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、会計監査人、社内スタッフなどから報告を受けるとともに、子会社、関連会社への監査を行っております。社外の監査等委員である取締役は、財務報告における内部統制監査の整備、運用状況及び監査の状況について、常勤の監査等委員である取締役より適時報告を受け、意見等を行っております。また、代表取締役と意見交換を行い、業務の執行状況等について把握するほか、常勤の監査等委員である取締役より、内部監査、監査等委員会監査の状況や、会計監査人による監査の状況等について、適時、報告を受け、意見及び助言を行っております。

内部監査体制におきましては、取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置しており、会社の業務運営が経営方針、諸規程に準拠して適正に行われているかを監査し、その結果を取締役社長に報告しております。また、内部監査室は、監査計画を監査等委員

である取締役は報告するとともに、その実施状況及び内容について適時報告しております。

コンプライアンス推進体制におきましては、取締役社長がコンプライアンス統括責任者となり、各部門等にコンプライアンス担当者を設置しております。また、リスクマネジメント委員会においてコンプライアンスの遵守状況をモニタリングし、適宜改善指示等を行っております。

内部統制体制におきましては、取締役社長を責任者として、各部門がその整備、運用を行っております。内部監査室は、社内規程に基づいて財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の監査を行い、監査等委員である取締役は、監査内容について確認しております。また、会計監査人による監査においては、監査等委員である取締役は、監査方法及び結果の妥当性を確認しております。

リスクマネジメント推進体制におきましては、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、リスクマネジメント委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動を行っております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の更新を決定し（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）、その後、平成26年6月25日開催の当社第103期定時株主総会において、本対応方針への更新をご承認いただきました。本対応方針への更新の目的及び本対応方針の概要は、次のとおりであります。

ア. 本対応方針導入の目的

上記①記載の基本方針に基づいて、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為(下記イ. に定義されます。以下同じです。)に対しては、適切な対抗措置を迅速且つ的確に発動することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、大規模買付行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大

規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、本対応方針を導入することを決定いたしました。

イ. 本対応方針の概要

- a. 本対応方針は、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け若しくは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めるものです。
- b. 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社は、当社取締役会決議（一定の場合には株主総会決議）に基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置（原則として、差別的行使条件及び差別的取得条項付きの新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。）を発動することがあります。
- c. 本対応方針においては、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投

資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。

- ④上記②の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、上記②の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記①に記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ⑤上記③の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針への更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めめるために行われたものであり、上記①に記載の基本方針に沿うものです。

また、当社取締役会は、本対応方針は、以下の各点に照らして、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

a.株主意思を重視するものであること

本対応方針への更新は、株主の皆様のご意思を確認するため、平成26年6月25日開催の当社第103期定時株主総会における承認可決を経て行われたものであり、株主の皆

様のご意思が反映されております。また①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。さらに、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

b.買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

c.当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって更新が行われたこと

本対応方針への更新は、上記③ア.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、行われたものです。

d.合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

e.独立委員会の設置

上記③イ.c.に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについての取締役会の判断の合理性及び

公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

f. デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本対応方針は、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

（4）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への継続かつ安定的な利益配当を基本方針とし、当期の業績、今後の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案し配当を行っております。

配当の基準として、親会社株主に帰属する当期純利益の30%相当を目安に利益配分を行っております。また、資本効率の向上を目的として、適宜自己株式を取得し、配当とあわせて株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

こうした方針のもと、当期の期末配当金につきましては、業績の状況及び今後の設備投資等を勘案し、1株につき3.5円とさせていただきたく存じます。これにより中間配当金（1株につき2円）を合わせ、年間配当金は1株につき5.5円となります。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	7,971	流動負債	4,570
現金及び預金	2,563	支払手形及び買掛金	1,013
受取手形及び売掛金	2,879	短期借入金	2,514
電子記録債権	503	リース債務	24
商品及び製品	188	未払法人税等	68
仕掛品	978	賞与引当金	399
原材料及び貯蔵品	360	役員賞与引当金	23
繰延税金資産	211	その他	527
その他	285	固定負債	1,287
貸倒引当金	△0	長期借入金	377
固定資産	6,864	リース債務	29
有形固定資産	3,124	繰延税金負債	677
建物及び構築物	1,692	資産除去債務	25
機械装置及び運搬具	983	その他	178
工具、器具及び備品	102	負債合計	5,858
土地	289	(純資産の部)	百万円
リース資産	42	株主資本	8,443
建設仮勘定	13	資本金	2,509
無形固定資産	37	資本剰余金	2,229
投資その他の資産	3,703	利益剰余金	4,063
投資有価証券	1,557	自己株式	△358
賃貸不動産	1,575	その他の包括利益累計額	491
退職給付に係る資産	469	その他有価証券評価差額金	425
その他	127	為替換算調整勘定	53
貸倒引当金	△26	退職給付に係る調整累計額	12
資産合計	14,836	新株予約権	43
		純資産合計	8,978
		負債・純資産合計	14,836

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)

科 目	金 額	
売 上 高		百万円 10,124
売 上 原 価		7,953
売 上 総 利 益		2,171
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,697
営 業 利 益		473
営 業 外 収 益	百万円	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	22	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	50	
不 動 産 賃 貸 料	217	
太 陽 光 売 電 収 入	38	
そ の 他	83	413
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24	
不 動 産 賃 貸 原 価	165	
太 陽 光 売 電 原 価	34	
為 替 差 損	50	
そ の 他	36	311
経 常 利 益		575
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		575
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	68	
法 人 税 等 調 整 額	38	106
当 期 純 利 益		469
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		469

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月 31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,509	2,229	3,727	△358	百万円 8,108
当期変動額					
剰余金の配当			△168		△168
親会社株主に帰属する当期純利益			469		469
自己株式の取得				△0	△0
連結除外による増加			35		35
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	336	△0	335
当期末残高	2,509	2,229	4,063	△358	8,443

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	331	122	55	510	34	百万円 8,652
当期変動額						
剰余金の配当						△168
親会社株主に帰属 する当期純利益						469
自己株式の取得						△0
連結除外による増加						35
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	93	△69	△42	△19	9	△9
当期変動額合計	93	△69	△42	△19	9	325
当期末残高	425	53	12	491	43	8,978

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	7,104	流動負債	4,682
現金及び預金	1,978	支払手形	149
受取手形	113	買掛金	915
売掛金	2,652	短期借入金	2,723
電子記録債権	503	リース債務	21
商品及び製品	125	未払法人税等	31
仕掛品	911	賞与引当金	374
原材料及び貯蔵品	337	役員賞与引当金	20
繰延税金資産	196	その他	445
その他貸倒引当金	284		
	△0	固定負債	1,271
固定資産	6,688	長期借入金	377
有形固定資産	3,036	リース債務	21
建物及び構築物	1,638	繰延税金負債	669
機械装置及び運搬具	967	資産除去債務	25
工具、器具及び備品	100	その他	177
土地	280		
リース資産	36	負債合計	5,954
建設仮勘定	12	(純資産の部)	百万円
無形固定資産	30	株主資本	7,374
投資その他の資産	3,621	資本剰余金	2,509
投資有価証券	949	資本剰余金	2,229
関係会社株式	305	資本準備金	2,229
関係会社出資金	289	利益剰余金	2,994
前払年金費用	450	その他利益剰余金	2,994
貸貸不動産	1,588	買換資産圧縮積立金	848
その他の他	65	別途積立金	1,000
貸倒引当金	△26	繰越利益剰余金	1,145
		自己株式	△358
資産合計	13,793	評価・換算差額等	421
		その他有価証券評価差額金	421
		新株予約権	43
		純資産合計	7,839
		負債・純資産合計	13,793

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月 31日)

科 目	金 額	
売 上 高		百万円 9,663
売 上 原 価		7,833
売 上 総 利 益		1,830
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,428
営 業 利 益		402
営 業 外 収 益	百万円	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	114	
不 動 産 賃 貸 料	241	
太 陽 光 売 電 収 入	38	
そ の 他	75	469
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
不 動 産 賃 貸 原 価	159	
太 陽 光 売 電 原 価	34	
為 替 差 損	27	
そ の 他	27	272
経 常 利 益		599
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	75	75
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	204	204
税 引 前 当 期 純 利 益		470
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16	
法 人 税 等 調 整 額	41	57
当 期 純 利 益		412

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計	
		その他利益剰余金			買換資産 圧縮積立金	別途積立金		繰越利益 剰余金
		資本準備金	資本剰余金 合計					
当期首残高	2,509	2,229	2,229	880	1,000	869	百万円 2,750	
当期変動額								
買換資産圧縮 積立金の取崩				△31		31	-	
剰余金の配当						△168	△168	
当期純利益						412	412	
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	△31	-	275	244	
当期末残高	2,509	2,229	2,229	848	1,000	1,145	2,994	

	株主資本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△358	7,130	329	34	百万円 7,494
当期変動額					
買換資産圧縮 積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△168			△168
当期純利益		412			412
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			91	9	101
当期変動額合計	△0	243	91	9	345
当期末残高	△358	7,374	421	43	7,839

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

日本タングステン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工 藤 重 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 秀 敏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本タングステン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本タングステン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

日本タングステン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤重之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田秀敏 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本タングステン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

日本タングステン株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	田 中 和 昭 ㊞
監査等委員	小 島 庸 匡 ㊞
監査等委員	斉 藤 芳 朗 ㊞

(注) 監査等委員小島庸匡及び斉藤芳朗は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする株式併合を実施することといたしました。

2. 株式併合の割合

当社の普通株式について、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

現在の1億株から、1千万株に変更いたします。

5. その他

その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、株主総会における定款の一部変更の決議を経ずに、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>1</u> 億株とする。</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株 とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>1</u> 千万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株と する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各取締役候補者について、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
1	さか ぐち せい いち 坂 口 盛 一 (昭和28年8月25日生)	昭和51年4月 九州電力株式会社入社 平成22年6月 同社執行役員経営企画本部副本部長 平成23年6月 同社上席執行役員経営企画本部長 平成24年6月 同社取締役常務執行役員経営企画本部長 平成26年6月 同社退任 平成26年6月 当社代表取締役 取締役会長 (現任)	47,000株
	<p>【選任理由】 同氏は、平成26年から当社の代表取締役会長に就任し、前職の電力事業の経営を通じて培った高い見識と経営手腕を発揮しております。また、幅広い経営の視点、当社の経営全般、グローバルな事業経営及び経営管理・運営に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
2	後 藤 信 志 (昭和34年3月19日生)	昭和57年4月 当社入社 平成18年6月 当社金材部品部長兼飯塚工場長 平成22年4月 当社営業部長 平成22年6月 当社取締役営業部長 平成22年12月 当社取締役四平恩梯タングステン高 新技術材料有限公司総経理 平成26年4月 当社取締役ものづくり推進担当 平成26年6月 当社取締役ものづくり推進担当兼基 山工場長 平成28年4月 当社取締役開発技術センター担当 平成28年6月 当社代表取締役 取締役社長 社長 執行役員(現任)	58,000株
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、平成22年に取締役、平成28年からは代表取締役に就任し、営業、技術、製造、海外子会社経営における豊富な業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>			
3	坂 口 茂 也 (昭和27年9月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 当社研究開発センター長 平成17年4月 当社超硬部品部長 平成18年6月 当社取締役営業部長 平成21年6月 当社取締役営業本部長兼営業部長 平成22年6月 当社常務取締役営業本部長 平成26年4月 当社常務取締役営業担当 平成28年4月 当社常務取締役営業本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員電機部品事 業本部長(現任)	111,000株
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、平成18年に取締役に就任し、それ以前の技術開発、製造部門の経験に加えて、営業本部長、電機部品事業本部長を務めるなど、営業部門、製造部門の豊富な業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	とく もと けい 徳 本 啓 (昭和32年4月3日生)	昭和60年2月 当社入社 平成17年4月 当社管理部長 平成21年4月 当社基山工場長 平成21年6月 当社取締役製造本部長兼基山工場長 平成22年6月 当社常務取締役製造本部長兼基山工場長、基礎技術センター担当 平成23年4月 当社常務取締役技術製造本部長兼基山工場長 平成26年4月 当社常務取締役技術製造担当兼基山工場長 平成26年6月 当社常務取締役技術製造担当 平成28年4月 当社常務取締役電機部品事業本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長(現任)	104,000株
	【選任理由】 同氏は、平成21年に取締役现就任し、技術製造本部長、営業本部長を務めるなど、技術、製造、営業における豊富な業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
5	<p style="text-align: center;">おお しま まさ のぶ 大 島 正 信 (昭和34年3月31日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成20年6月 当社総務人事部長 平成22年6月 当社取締役業務本部長兼経理部長、 コンプライアンス担当 平成24年4月 当社取締役業務本部長兼経営管理部 長、コンプライアンス担当 平成26年4月 当社取締役経営企画・経営管理・人 事担当、コンプライアンス担当 平成28年4月 当社取締役経営管理本部長兼経営企 画部長、コンプライアンス担当 平成28年6月 当社取締役執行役員経営管理本部長 兼経営企画部長、コンプライアンス 担当 平成29年3月 当社取締役執行役員経営管理本部長 兼経営企画部長兼人事部長、コンプ ライアンス担当 平成29年4月 当社取締役執行役員経営管理本部長 兼人事部長(現任)</p>	55,000株
<p>【選任理由】 同氏は、平成22年に取締役に就任し、経営企画、経理、総務人事部門の本部長を務めるなど、経営管理における豊富な業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	<p>新任 毛利茂樹 (昭和33年4月19日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成19年6月 当社セラミック部長兼宇美工場長 平成22年4月 当社超硬部品部長 平成24年4月 当社電材部品部長 平成26年4月 上海電科電工材料有限公司総経理 平成27年7月 当社超硬部品部長兼上海電科電工材料有限公司総経理 平成28年4月 当社機械部品事業本部長兼超硬部品部長 平成28年6月 当社執行役員機械部品事業本部長兼超硬部品部長 平成29年4月 当社執行役員機械部品事業本部長、開発技術センター担当(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 上海恩悌三義実業发展有限公司董事長</p>	16,000株
	<p>【選任理由】 同氏は、平成22年から超硬部品部長、電材部品部長、海外子会社の総経理等を歴任し、また平成28年6月から執行役員を務めており、当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
7	い ざ き か ず ひ ろ 伊 崎 数 博 (昭和29年1月12日生)	昭和53年4月 九州電力株式会社入社 平成19年6月 同社海外事業部長 平成21年6月 同社火力部長 平成23年6月 同社執行役員火力発電本部副本部長 兼火力部長 平成24年1月 同社上席執行役員火力発電部長兼 部長 平成24年6月 同社取締役上席執行役員火力発電本 部長 平成24年7月 同社取締役上席執行役員発電本部副 本部長 平成25年6月 同社取締役常務執行役員発電本部長 平成27年6月 同社代表取締役副社長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 九州電力株式会社代表取締役副社長	一 株
	<p>【選任理由】 同氏は、現在、九州電力株式会社の要職を担われており、豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に適宜、適切にご意見と助言をいただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊崎数博氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」(52頁参照)を満たしております。
なお、当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、伊崎数博氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結しております。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告18頁の注記6に記載のとおりであります。
4. 伊崎数博氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

(ご参考)

社外役員の独立性についての当社の考え方

独立社外役員選任基準

当社は、社外役員又はその候補者が、以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有している者と判断する。

- (1) 当社及び子会社の業務執行者である者、又は過去10年内に業務執行者であった者
- (2) 当社又は子会社の主要な取引先で、現在又は直近3事業年度のいずれかにおいて年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた、又は行った者の業務執行者である者
- (3) 現在又は直近3年間に於いて当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関等の業務執行者である者
- (4) 当社又は子会社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている団体等に所属する者
- (5) 法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントであって、当社又は子会社から役員報酬以外で、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (6) 当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者
- (7) (1) から (6) までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

以上

第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新及び当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する権限を取締役に委任する件

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針を導入し、直近では平成26年6月25日の当社第103期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続(以下「現対応方針」といいます。)しておりますが、その有効期間は平成29年6月29日開催予定の当社第106期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結時までとなっております。当社では現対応方針継続後も買収防衛策に関する諸々の動向を踏まえ当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、現対応方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

その結果、当社は平成29年5月11日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針として更新(以下、改定された買収防衛策を「本対応方針」といいます。)することを決定いたしました。

本議案は、①当社定款第11条第1項の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、下記の本対応方針を導入すること及び②同項の定めに基づき、本対応方針の対抗措置としての新株予約権の無償割当ての決定権限を取締役に委任することについて、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をもってご承認をお願いするものです。

なお、本対応方針は、その導入を決定した当社取締役会において、出席取締役全員の賛成により決定されたものです。

本対応方針の詳細は、下記のとおりであります。

記

本対応方針の内容

本対応方針の内容は下記のとおりですが、本対応方針に関する手続の流れにつきましては、別紙1「本対応方針の概要(大規模買付行為が開始された場合のフローチャート)」にその概要をフローチャートの形でまとめていますので、併せてご参照下さい。

(1) 大規模買付ルールの設定

本対応方針においては、次の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等 について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(a) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役社長に対して、本対応方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を提出していただきます。

「大規模買付意向表明書」には、具体的には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- ① 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)を含みます。)

(iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、認証された定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

(b) 「大規模買付情報」の提供

上記(a)に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な日本語で記載された情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報の提供を受けた場合には速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。

まず、当社は、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載したリスト(以下「大規模買付情報リスト」といいます。)を上記(a)(i)⑤に記載の国内連絡先宛に発送し、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従った十分な情報を当社取締役会に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしませんが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの詳細(その名称、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政

状態、経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者のグループの關係(資本關係、取引關係、役職員の兼任その他の人的關係、契約關係、及びこれらの關係の沿革を含みますが、これらに限られません。)の概略を含みます。)

- ② 大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。)
- ③ 大規模買付行為に係る買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。)、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)
- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要(預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付者グループによる当社の株券等の過去の取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- ⑥ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売上の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容

- ⑧ 支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含まれます。)に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑨ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑩ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑫ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑬ 大規模買付行為に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑭ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を変更に伴って変更する予定がある場合には、その具体的内容

なお、当社は、大規模買付者から大規模買付意向表明書を提出していただいた場合には、その旨を速やかに開示し、また、大規模買付者から提供された情報(大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。)が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様へ開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役

役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を開示いたします。

(c) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価・検討等の難易度等に応じて、対価を金銭(円貨)のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(3)(b)(ii)に記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間(初日不算入)延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示いたします。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合については、下記(3)(b)(ii)をご参照下さい。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(a) 対抗措置発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができることといたします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。具体的には、別紙2「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

(b) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙3「本新株予約権の概要」に記載する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。但し、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社定款第11条第1項に基づき、当社株主

総会に付議することがあります。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(3) 本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(a) 本対応方針の導入等に関する株主の皆様の意思の確認

本対応方針は、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として効力が生ずるものとします。また、本定時株主総会における本対応方針の導入の承認決議は、当社定款第11条第1項の規定に基づき、本対応方針に定める条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただく決議でもあります。

なお、かかる議案が承認されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、現対応方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(b) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

(i) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、その概要を別紙4「独立委員会規程の概要」に記載する独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本対応方針の独立委員会の委員には、伊崎数博氏、小島庸匡氏及び齊藤芳朗氏の合計3名に就任いただく予定です。なお、各委員の略歴は、別紙5「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、取締役会評価期間内に、本対応

方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。

独立委員会は、独自に又は当社取締役会等を通して、大規模買付者に対し、大規模買付情報の追加提供、協議・交渉等を求める場合があります。大規模買付者は、これに速やかに応じなければならないものとします。

独立委員会は、大規模買付者から大規模買付意向表明書及び大規模買付情報が提出された場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上という観点から、当社取締役会の経営計画等及び当社取締役会による当社の企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対して、適宜回答期限(取締役会評価期間内において原則として最長30日とします。)を定めた上で、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の内容に対する意見並びにその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等(以下「当社取締役会情報」といいます。)を提示するよう要請することがあり、当社取締役会はこれらに応じるものとします。また、独立委員会は、当社取締役会情報について、当社取締役、執行役員、立案等に参画した従業員、立案等に際し助言を行った第三者等に対し、独立委員会が必要とする説明を要請することがあります。要請を受けた者は、必ずこれに応じるものとします。

(ii) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします(但し、当社定款第11条第1項に基づき当社株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。)

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問の他、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与

える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置を発動するか否かを判断するものとし、

但し、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する決議がされるまでの間、大規模買付者は、大規模買付行為を開始することができないものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てを行います。

(iii) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が上記(ii)に記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保若しくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記①又は②の場合に該当するに至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとし、独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保又は向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日に係る権利落ち日(以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本権利落ち日より前に、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様は株価の変動に

より損害を被ることのないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止しないものとします。但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります(この場合には、(ご参考)に記載のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じること前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。)

(iv) 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(c) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成32年6月に開催予定の当社第109期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、本対応方針の有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

以 上

(ご参考)

1. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記「対応方針の内容」(3)(b)(iii)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、本新株予約権の無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権

の行使又は取得の結果として株主の皆様が株式が交付される場合には、株主名簿に株主の皆様の株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

2. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(1) 株主名簿への記録

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

(2) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込み等の手続は不要です。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆様に必要な手続

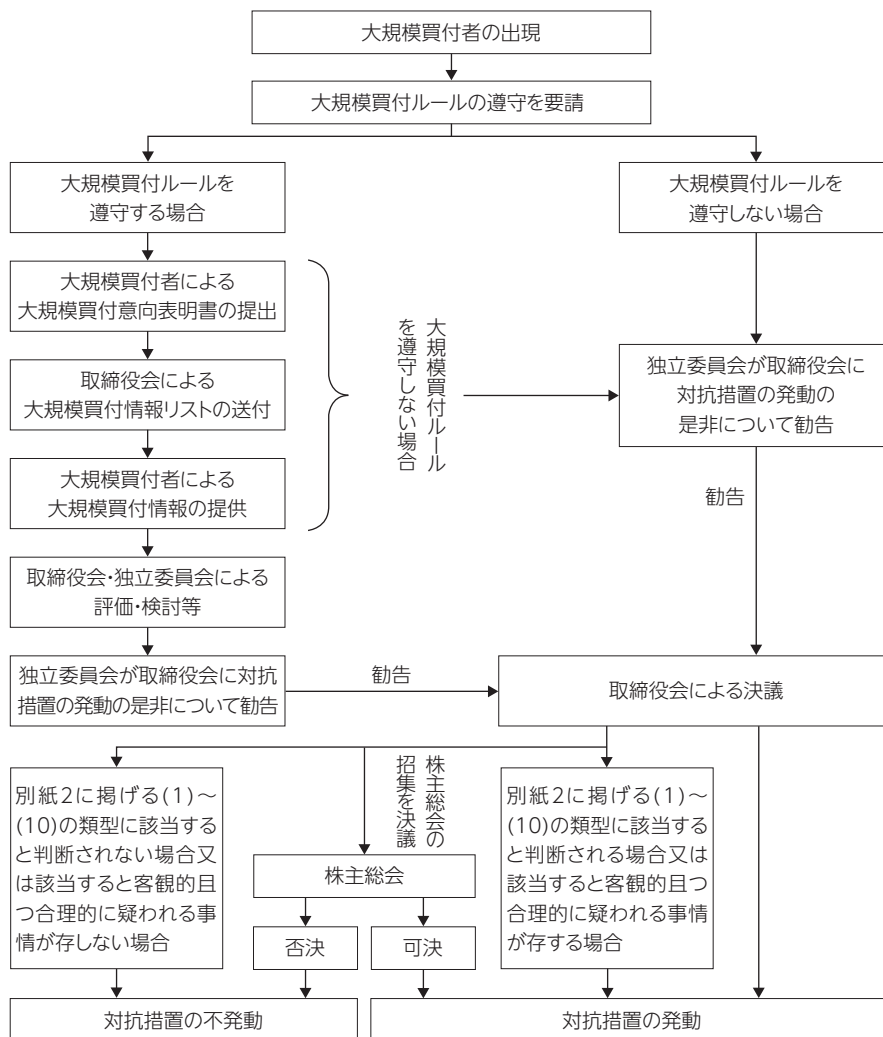
当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第273条、第274条)に従い、取締役会の決議を行い、且つ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。また、大規模買付者その他の一定の者以外の株主の皆様が本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第279条第2項)に従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使して下さいようお願い申し上げます(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意下さい。

以 上

(別紙1)

本対応方針の概要(大規模買付行為が開始された場合のフローチャート)



(別紙2)

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損され、その結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (9) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (10) その他(1)乃至(9)に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

(別紙3)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。)と同数以上で別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が発動した対抗措置の中止若しくは撤回を決議した場合又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

(別紙4)

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会の委員(以下「独立委員」という。)は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、各独立委員との間で、当社に対する善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について評価・検討した上で決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非(大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かの判断を含む。)
 - (2) 本対応方針に係る対抗措置の中止又は撤回
 - (3) その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に対して諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、執行役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が必要とする事項に関する説明を求めることができる。

9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家等(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以 上

(別紙5)

独立委員会委員の略歴

いざき かずひろ
伊崎 数博

【略歴】

昭和53年4月 九州電力株式会社入社
平成19年6月 同社海外事業部長
平成21年6月 同社火力部長
平成23年6月 同社執行役員火力発電本部副本部長兼火力部長
平成24年1月 同社上席執行役員火力発電本部長兼部長
平成24年6月 同社取締役上席執行役員火力発電本部長
平成24年7月 同社取締役上席執行役員発電本部副本部長
平成25年6月 同社取締役常務執行役員発電本部長
平成27年6月 同社代表取締役副社長（現任）
平成27年6月 当社取締役、独立委員会委員（現任）

こじま つねまさ
小島 庸匡

【略歴】

昭和44年1月 監査法人中央会計事務所入所
昭和46年3月 公認会計士登録
昭和58年7月 同監査法人代表社員
平成9年7月 同監査法人福岡事務所長
平成13年6月 日本公認会計士協会北部九州会会長
平成16年7月 日本公認会計士協会本部副会長
平成19年8月 小島公認会計士事務所代表（現任）
平成20年6月 当社監査役、独立委員会委員
平成28年6月 当社監査等委員である取締役、独立委員会委員（現任）

さいとう よしろう
齊藤 芳朗

【略 歴】

昭和62年3月 司法研修所第39期修了
昭和62年4月 福岡県弁護士会入会、弁護士登録
和智・徳永・松崎法律事務所勤務
昭和63年8月 徳永・松崎法律事務所勤務
平成5年4月 徳永・松崎法律事務所パートナー弁護士
平成17年1月 徳永・松崎・齊藤法律事務所代表弁護士（現任）
平成20年6月 当社独立委員会委員
平成21年6月 当社監査役、独立委員会委員
平成28年4月 日本弁護士連合会副会長
平成28年6月 当社監査等委員である取締役、独立委員会委員（現任）

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

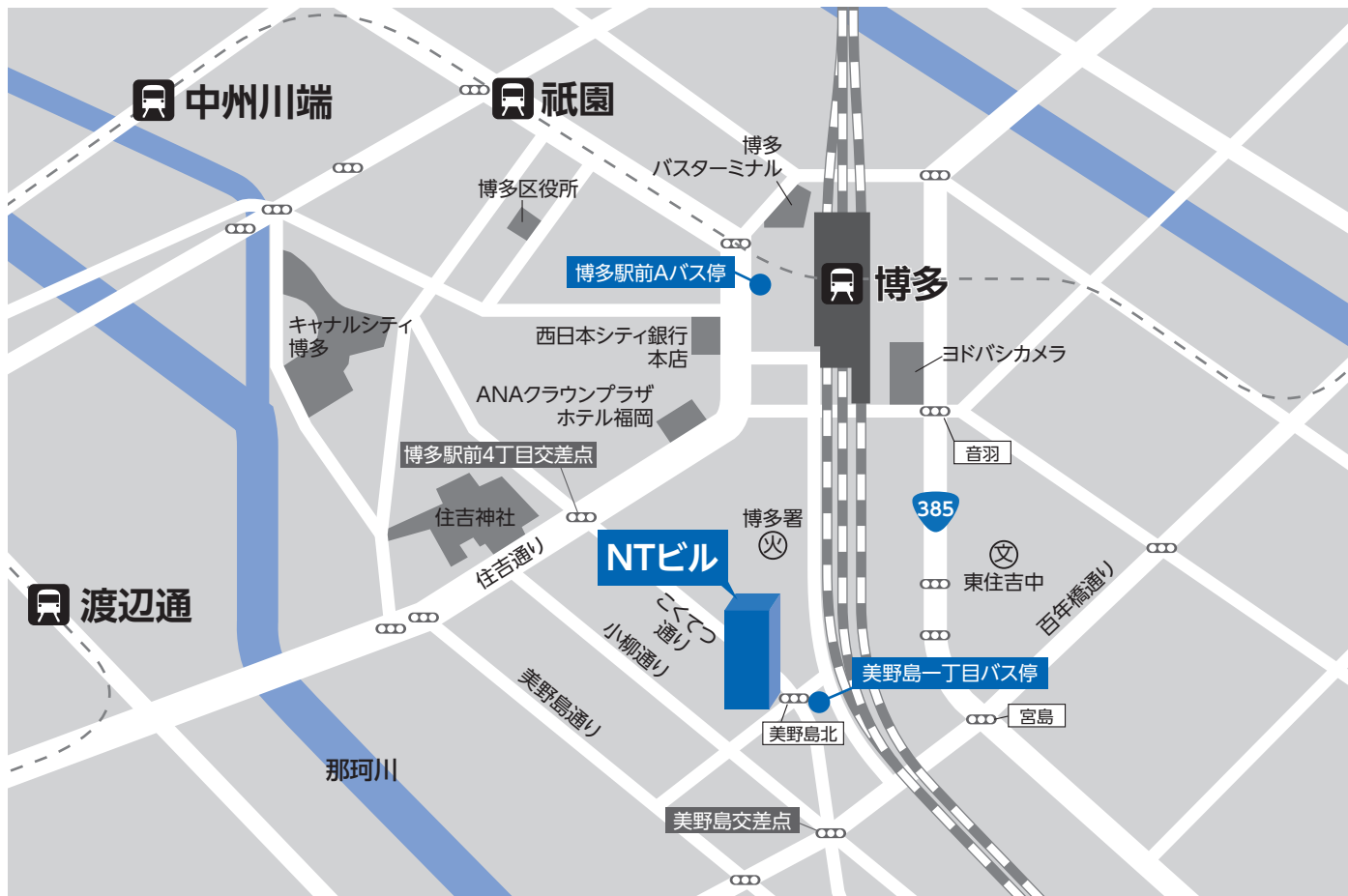
株主総会参考書類

日本タングステン株式会社 株主総会会場ご案内図

会場 福岡市博多区美野島一丁目2番8号 NTビル 10階 大会議室 TEL (092) 415-5500

西鉄バスのご案内 博多駅博多口 博多駅前A (竹下・パナソニック方面)バス停より
④7 那珂川営業所 行き もしくは ④8 福翔・野多目行き乗車後、美野島一丁目バス停下車

※駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



この印刷物は自然環境保護のために再生紙を使用しています。また、植物油インキを使用しております。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。